



出生～高校生相当の医療費助成(マル福・神福)

対象者 高校生相当までのお子さん
(中学生以降の入院については交付申請が必要です)

自己負担 保険診療分が、助成の対象です
※保険外診療は、助成の対象外です
(診断書代、予防接種代、健診代、部屋代、食事代等)

- 外来… ひとつの病院につき1回600円まで ひと月2回まで自己負担
(同じ病院へ3回以上行った場合、3回目以降の自己負担はありません)
- 入院… ひとつの病院につき1日300円まで ひと月上限3,000円
- 調剤… 院外処方の場合は、自己負担はありません

利用方法

- **県内受診**… 受給者証・保険証を提示し、自己負担金をお支払いください
- **県外受診**… 受給者証は使えません。後日、市役所で返金の申請をしてください

〈申請に必要なもの〉 受給者証、保険証、振込先口座がわかるもの
領収書原本(氏名・保険点数・領収金額・診察日の記載があるもの)

※領収書原本が必要な場合は、コピーと原本の両方を持参してください

手続きに必要なもの

- 保険証
- マイナンバーのわかるもの(保護者、お子さん、保険証の被保険者)
 - ※出生の場合、保険証交付日の翌月末までに手続きが必要です
 - ※転入の場合は、所得証明書または所得照会同意書が必要です
また、転入日の翌月末までに手続きが必要です
 - ※保険証の内容が確認できない期間は、助成対象外です

問合せ先 国保年金課 TEL 0299-90-1143



© Kamisu city